

定例監査の結果に係る措置状況について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査の結果（令和4年6月29日付け公表）に係る措置状況の通知が別紙のとおりあったので、同条第14項の規定により公表する。

令和4年8月2日

山形市監査委員	玉	田	芳	和
	同	村	山	秀幸
	同	菊	地	健太郎
	同	武	田	聡

令和 4 年 7 月 2 8 日

山形市監査委員 様

山形市長 佐藤孝弘

市立病院済生館定例監査結果についての措置状況（通知）

令和 4 年 6 月 2 9 日付けで通知のあった定例監査の結果について、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

課 等 名	監 査 の 結 果	措 置 状 況
管理課	<p>指摘事項</p> <p>次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。</p> <p>1 時間外勤務手当支給事務において、手当を多く支給しているものがあった。</p>	<p>1 誤って多く支給した時間外勤務手当については、8月中に返納してもらう予定としています。</p> <p>今後は、複数人での確認作業を行うなど、誤りのないよう適正な事務執行を行います。</p>